

## 成田市入札等監視委員会議事概要（平成 30 年度第 2 回定例会議）

【日 時】 平成 31 年 1 月 25 日（金） 午前 10 時～12 時

【場 所】 成田市役所 6 階中会議室

【出席委員】 菊地委員長、枝広委員、大越委員

1. 開 会

2. 議 事

### (1) 入札及び契約手続の運用状況等について

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの入札及び契約手続の運用状況等について、事務局から報告を行った。

**委 員**

業務委託について、特命随契が多いようですが、理由は何でしょうか。

**事務局**

業務委託については、システム関係や施設、施設機器の保守等が多くを占めております。なお、その他の特命随契について、建設工事は、メーカーが特定される修繕等が多くを占めておりました。物品購入等については、図書の購入、また、測量等については、プロポーザルもこちらに含まれております。

### (2) 選定事例の審議について

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間に締結した契約の中から、3 名の委員が事前に抽出した 10 件の選定事例について、次のとおり審議を行った。

**事例 1 橋梁点検業務委託（玉造 1 号橋他）**

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

**委 員**

まず、本案件の最低制限価格の算定根拠についてお伺いしたいのですがいかがでしょうか。

## 事務局

最低制限価格の算定方法ですが、成田市建設工事等最低制限価格設定要領に規定があり、公表しております。予定価格算出の基礎となりました額をもとに算出しております。今回のような土木関係建設コンサルタントについては、直接人件費、直接経費、その他原価の90%、一般管理費の48%、これらの合計に0.8を乗じた額となっております。なお、最低制限価格は事前公表しております。

## 委員

わかりました。およそ60%ということで、正確には63.84%だと思いますが、今回、16者全社が最低制限価格で応札しておりますので、これは最低制限価格が適切な設定なのかと疑問に思いました。このあたりが理解できるようにご説明をお願いします。

## 事業担当課

積算につきましては、千葉県の積算基準に基づき算出しております。その中で不足する項目については、見積りを3者から取り、その最低価格を積算の根拠として価格を設定しております。実際はその価格に対して低額の応札だったということについては、人件費等の直接経費に対して、委託については諸経費のほうが10割以上みる積算根拠となっておりますので、受注意欲のある業者が競争により諸経費を抑えて応札しているのではないかと推察しております。

## 委員

資料によると、本案件は83橋の点検であると思いますが、他に橋梁点検業務委託（青山橋他50橋）という案件もあります。この83橋と51橋は、どういう分け方をしたのかお伺いします。

## 事業担当課

橋梁点検の橋梁数の分け方については、今回、橋梁点検を3か年度で実施しており、今年度が最終年度ということで、一番多くの橋梁が残っているという状況であり、一括だと橋梁数が多くなってしまふことから、ふたつに分けました。分け方については、成田市自体が従来の成田地区、それから合併した下総・大栄地区と分かれておりますので、その地区毎の発注としております。

## 委員

地域ごとに発注したということですが、なぜ83橋というこれだけの数を一括で発注したのか、色々な業者に協力してもらうためには、例えば40橋と43橋に分けるとか、50橋と33橋に分けるとか、そういった工夫は考えなかったのでしょうか。この地域に83橋があり、諸経費が節約できるからということで発注を決めたのでなければいいなと思ってお聞きします。

## 事業担当課

市内全てを一括発注ということは、規模があまりにも大きくなりすぎると担当課としても考えたものですから、書類の整理等もありますので、地区で分けさせていただいた結果として、83橋と51橋となりました。

## 委員

私の個人的な考えですが、こういった応札業者が多い場合、あるいはこのように橋梁数が多い場合など、適切な分割方法があるのではないかと思いますので、これだけの規模のものを1者にやってもらうことが適切かどうか、もう少しご検討いただく必要があるかと思いません。別の内容でお伺いしたいのですが、青山橋他50橋では、1橋あたり29万円ぐらいになるのですが、本案件では単純に割り算すると43万円と、差があります。この辺は橋梁の幅や長さ、構造、場所などによっても違うでしょうが、そのあたりはきちんと精査して予定価格を算出したと理解してよろしいですか。

## 事業担当課

積算については、1橋1橋規模が異なりますので、全ての橋について設定し、それを合わせたものに諸経費をかけて積算しております。委員がおっしゃるとおり、成田地区のほうの規模が大きいものですから、1橋当たりの単価が高いということになっております。

## 委員

では、明細はしっかりあるということですね。ありがとうございました。もうひとつ、技術的なことをお伺いしたいのですが、国交省の要領があり、平成26年から5年に1回近接目視による点検が義務付けられたということで、今回は一部打音をやりながら、ほぼ目視検査であるということで、診断する会社の技量差、あるいは診断者個人の能力差など、これほどの会社も同じと見なしているということではないでしょうか。

## 事業担当課

それについては、各社とも要領に従って実施していただくこと、また、技術的なこともありますことから、各種資格要件を入札条件としておりますので、ほぼ均衡のとれた内容の成果が出ると考えで発注しております。

## 委員

そうでないと困るのですが、ある意味では、報告書の内容に差が出る可能性がありますし、それから過去の実績等もあると思いますが、その辺のご指導はされているのでしょうか。すなわち、目視と一部打音、あるいは写真による記録、それから場合によっては、ゲージによる測定や超音波や赤外線、画像解析などを実施することという表現がガイドラインであるわけですが、その辺の報告書の差といいますか、それをしっかりと把握して、技量を含めた判定はできないものかというのが私の考えです。ただ価格競争を実施して最低制限価格で抽選というよりは、成田市なりの取組みで、業者を指導するという体制で臨んでいけるかという

のが私の意見ですがいかがでしょうか。

#### 事業担当課

先ほども申し上げましたが、資格要件については、それなりの技術力を持っているという前提で考えており、国でも適正なマニュアルを作成しております。また、受注者と担当者でよく打合せをしながら、最終的な正しい成果をあげていただくというかたちでいきたいと現状では考えております。また、これは5年に一回なので、継続的なものであればもう少し考えなければならないと思いますが、また数年あいたのちに点検というインターバルでやっていくので、次回以降のもので検討はしたいと考えております。

#### 委員

5年に一回ということで、頻度は事故が起きた関係もあり増えたわけですが、今後は報告書の内容をしっかりと吟味された中で予算措置をされるなり、あるいは技量の評価をされるなり、そういったことも考えるとより良くなるのではないかと思います。ただ単に価格で決めたのではないという姿勢を示す必要があるかと思えます。

#### 委員

補足でお伺いしたいのですが、近接目視で行う橋梁数が多く、かつ最低制限価格ということで、業者にかなりコストカットを要求する内容になっていると思いますが、これは、きちんと業務の履行を行っているかどうかという確認をどのようにとっているのですか。

#### 事業担当課

履行については、担当者との打合せもありますが、今回は部材単位ごとの点検ということで、これをやらないと単位ごとに点検結果を報告できないものですから、逆にやらないで報告書を作成してしまうことは難しい内容かと考えております。

#### 委員

ほとんどが人件費ということなので、点検業務をきちんと行っているかどうか、報告書だけではなくて、例えば抜き打ちとか、きちんと履行しているか確認することもご検討していただけたらと思います。

〔以上で事例1の審議を終了〕

#### 事例2 成田市都市再生整備計画事後評価及び新規計画策定支援業務委託

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

#### 委員

今回、事後評価を行ったものの基となった計画があると思いますが、その計画を策定した

業者と今回事後評価を行った業者は何か関係があるのでしょうか。

#### 事業担当課

今回の事後評価の対象となった計画は、平成24年に成田ニュータウン地区、それから平成25年に成田駅周辺地区についてそれぞれ発注しておりまして、その時に落札し計画を策定した業者は、今回事後評価を行った会社とは全く別の会社でございます。

#### 委員

今回は事後評価、そして新規計画の策定支援ということだと思いますが、事後評価の結果を基にして、新規計画を策定するとなると今後の都市計画に関わってくることなので、それをセットにしてやることはどうなのかと。逆に事後評価の結果を公表してからプロポーザルを行うとか、こういった点を検討したのかお聞かせください。

#### 事業担当課

今回、事後評価と新規計画策定支援業務を一緒にしていることについて、事後評価の概要としては、事業の進捗状況、事業効果、目標の達成状況、今後の方針という4つの評価を分けております。この評価した今後の方針というのが大切になってきますので、それと関連付けて新規計画策定支援業務を一緒に委託したものでございます。

#### 委員

将来的な話になってくるとと思いますが、計画ということになると業者により考え方も当然異なって、それを市のほうで色々な考えを受入れたうえで練っていったほうがより良い計画ができるのではないかと個人的に感じましたので質問いたしました。

#### 委員

お伺いしたいのですが、非常に多くの会社がある中で、前回計画を策定した業者が今回も入札に参加しております。入札参加者は4者のうち1者は失格ということですが、これしか応札していないというのが意外と少ないと思います。入札参加可能者数はどのくらいで、今回は前回と別業者が落札しておりますが、これも抽選ということなので、実績評価ということが組み込まれたほうが、より意義があるのではないかと思うのですが、その辺を含めてご説明いただけるでしょうか。

#### 事務局

どのくらいの入札参加可能業者がいたのかことについては、市内13者、それから準市内7者、県内291者、合計311者が入札参加可能でございました。

#### 委員

それは資格要件を加えたうえで311者ですか。

#### 事務局

これは所在地区分のみでございまして、その他の資格要件としている建設コンサルタント登録規程、それから官公庁等が平成 20 年度以降に発注した業務の完了実績などについては把握できていないという状況でございます。

## 委員

相当数の業者がいると思いますが、今回入札参加者数が少なかったのは、価格の設定に問題があったのか、あるいは他に理由があったのか、その辺はどう捉えているのでしょうか。

## 事業担当課

他の多くの自治体でも事後評価業務を実施しておりますが、過去 5 年間の中で、平成 27 年度を最終年度とする計画が一番多く、70 計画ほどありました。この中で、平成 30 年度を最終年度としている計画が 9 計画ありまして、そのうち都市再生整備計画に関するものが 3 計画でございます。事後評価の発注件数が減っている中で、それ以外の計画も増えておりますので、業者の中でどれを取るかという検討をされた中で、応札したのが 4 者であったのではないかと考えております。

## 委員

こういった都市計画などでは、能力差があるケースがあると思いますが、今回の応札者で、力の差というのは今までの実績から評価されたことはございますか。

## 事業担当課

今回、資格要件に、官公庁等が平成 20 年度以降に発注した都市再生整備計画事後評価業務及び都市再生整備計画策定業務について、元請として受注し、完了した実績があることと設定しておりまして、他市の状況等も確認した中で、特に能力差としては問題ないだろうと判断しております。

## 委員

そうではないと困るのですが、本来、事後評価は第三者的な意味でやっていただくとして、新規計画ですと、場合によってはプレゼンをさせて審査をした中で、時間やコストはかかりますが、そういったことも必要なケースもあるかと思えます。実績だけでなく、今後どう計画するか、重要な部分でありますので、今後、考えていただければという希望でございます。

〔以上で事例 2 の審議を終了〕

## 事例 3 調整池周辺草刈委託（本城調整池 他）

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

## 委員

参考資料を添付していただいておりますが、草刈委託についてはほぼ最低制限価格で落札さ

れているという中で、本案件だけが落札率が 100%ということで違和感があったのと、あと入札参加者数について、他では複数の業者が参加しているところ、今回に限っては1者のみであったということで、それについてどう考えているのかお聞かせください。

#### **事業担当課**

本事業については入札予定価格を公表して毎年行っているものですが、去年は、この本城調整池、それと添付資料の契約番号 213 の野毛平工業団地内調整池の2か所で行っていました。これについては、今回から分割して、受注回数を増やすことや早期に草刈を実施することを目的に地区ごとに分けまして、本城調整池のほか遠山地区8か所を加えたものですが、調整池については、通常は市街地にあり水がないようなものがほとんどでございます。ただし、この本城調整池については、常に水が張っている状態で、さらに長年の堆積で、水の中から生えているヨシやススキなどの刈取り等も行わなければならないなど、状況が悪いということで、おそらく敬遠されているのではないかと考えております。

#### **委員**

そうすると、過去も同じ所をやられていると思いますが、その時の状況は如何だったのでしょうか。

#### **事業担当課**

これまでは、合わせて約 20 か所で1業者が落札しておりますが、入札としては大体 80%台から 90%台で、他の調整池については最低制限価格で落札されているところが多いのですが、やはり敬遠されている場所が入っているので落札率が高いのではないかと思います。

〔以上で事例3の審議を終了〕

#### **事例4 卸売市場排水処理施設汚泥処分業務委託**

〔随意契約（見積競争）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

#### **委員**

これは予定価格を公表して入札したということですか。

#### **事務局**

こちらは見積競争なので公表しておりません。

#### **委員**

見積業者の選定範囲なのですが、どのような基準で見積業者を選定されたのですか。

#### **事務局**

廃棄物処理に登録があり、産業廃棄物、汚泥の処分業の許可を有する6者による見積競争を実施いたしました。千葉・東京・埼玉に処理施設を有する業者から、過去の実績や、直近

の入札状況等を勘案し、6者を選定しております。6者による見積競争を実施したところ、見積書の提出があったのが3者からでございます、2者が辞退、1者が未入札でございます。

#### 委員

辞退や未入札はどんなところに理由があるのでしょうか。

#### 事務局

辞退理由については、辞退届を提出していただいております、理由としては、手持ちの受注件数が多くさらに案件を受注することが困難であるため、また、搬入が集中した場合、対応が困難であるといったものが提出されております。

#### 委員

落札者と他の入札者との間にかなり開きがあるのですが、この理由について、何かお考えになっていることはありますか。

#### 事業担当課

これは受託業者からの聞き取りですが、余剰汚泥の処分については、業者ごとに運用する設備によって発生する残渣などの二次処分に差がありまして、それらの要素が処分にかかる費用に反映されているということでございます。当市場の余剰汚泥は含水比率が高いことから、含水比率の高い余剰汚泥に対し優位性のある施設を有している受託業者が安価な価格で応札しているとのことでした。また、受託業者が含水比率の高い汚泥の状態でも異物をガス化する施設を有しており、これは他の業者にはないということで、優位性があり、固形汚泥の量を縮小することができるとのことでした。他社では、搬入された際に脱水する作業があり、その際に固形物が増えてしまうということで、入札金額に差が出るのではないかとということでした。

#### 委員

今のご説明でおおよそわかるのですが、落札者の技術力や設備能力で決まったという捉え方をさせていただいたのですが、昨年度または一昨年度、全て同じ業者が受注しているのではないかとこの心配があるのですが、経年の受注業者はわかるのでしょうか。

#### 事業担当課

ご推察のとおり、同じ業者と契約している状況です。

#### 委員

ずっとここ数年来同じ業者と解釈してよろしいですか。

#### 事業担当課

はい、おっしゃるとおりです。

#### 委員



そうすると、見積競争の意味合いはどこにあるのかという感じはするのですが、新たな業者が開拓されることや新たな競争を望んでいるということで見積競争を実施したと推測するのですが、その辺の判断はいかがでしょうか。

#### 事務局

先ほど申し上げた、千葉・東京・埼玉に処理施設を有する業者が 10 者以上ございますが、例年見積を 6 者に依頼しております。その業者については、実績のある業者はもちろん含めますが、新たな業者を含めるような見積徴取を実施しておりますので、さらに安価な応札があれば採用したいということがございます。

#### 委員

そういう意味では、これが適切な価格かどうかという一つの指標になるという捉え方なのではないでしょうか。単純に汚泥量と処理費用という計算は大変わかりやすいのですが、そういう意味では、他の業者も入れて、落札者が適切な価格で応札しているという捉え方でよろしいでしょうか。

#### 事務局

例年、6 者に見積依頼して、その結果、最安である落札者と契約しているという状況でございます。

[以上で事例 4 の審議を終了]

### 事例 5 清掃委託（保健福祉館本館他）（平成 30 年度から平成 33 年度）

[制限付一般競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

#### 委員

案件名に他とありましたので、他というのが一番わからなかったのですが、説明いただいたので理解できました。清掃業務については、継続的なケースと新たに委託する件があると思いますが、今回の場合 3 年間の委託期間ですが、これは以前からこの業者がやっていたのか、あるいは 3 年毎に入札することによって業者が変わっているのかご説明をお願いします。

#### 事務局

こちらについては、長期継続契約を結んでおり、3 年に 1 度、入札により契約者を決めておりまして、以前は別の業者が受注しておりました。

#### 委員

このような清掃業務というのは、委託可能な業者がかなりいるだろうと思いますが、この案件はどのぐらいいるのでしょうか。

#### 事務局

こちらも所在区分のみになりますが、市内業者と準市内業者としておりますので、合計 34 者でございました。

#### 委員

意外と少ないと思いますが、今回のケースも含めて、3年毎ですが、大体4者や5者ぐらいの応札なのでしょうか。今回は落札したのは警備会社ということで、イメージとしては警備の委託であつたりして色々お忙しいとは思いますが、清掃について落札したということで、過去の経歴など、今回の決め手になった理由というのは何があるのでしょうか。

#### 事務局

清掃委託の入札者数としては、概ね3者から4者程度となっております。本案件の場合は、所在地要件の他に、登録要件などを求めて実施したわけですが、やはり入札金額で決定したというところがございます。

#### 委員

本案件の落札者の主たる業務は警備だと思うのですが、清掃委託を受けても問題はないのですね。

#### 事務局

入札参加の要件として、清掃の登録を求めており、社名は警備会社ですがその登録を行っているということで、問題はないです。

#### 委員

わかりました。参考に、前回この清掃業務を請け負った会社も今回応札していますか。

#### 事務局

はい。

#### 委員

では今回も応札はされていて、継続したいという意向は示されているということですね。今回の落札業者は、過去の実績なども参考にされて、金額も低いということで委託されるのでしょうか、業者の信頼性が問題なければ良いのではと思います。

#### 委員

補足ですが、資格要件で、建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録が必要ということで、これは清掃業の中でどのような点で特殊なのか、今回この登録が必要な理由を教えてくださいませんか。

#### 事務局

建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録制度とは、建築物の衛生的な環境を確保するために、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者が適切にその業務を遂行する上で、資質の向上を図っていくことが重要であるとの観点から、建築物の衛生環境上の維持管

理を行う事業者について、一定の物的あるいは人的基準を満たしている場合、都道府県知事の登録を受けることができるという制度でございます。建築物清掃業と建築物環境衛生総合管理業は、どちらも建築物の清掃を行う事業でありまして、この業種の登録を受けているということは、建築物の清掃業務において、一定の基準を満たした事業者であるということが判断できることから、今回資格要件で設定しております。

## 委員

先ほど、市内業者や準市内業者は34者ということでしたが、その登録があるのは何者ですか。

## 事務局

詳細については把握しかねるのですが、本市に入札参加の資格申請をしていて清掃業を営む業者は、ほぼ登録しているのではないかと推察しております。なお、この登録がなければ清掃業ができないというものではないです。ある程度のレベルを満たしているということを示す指針で、これを都道府県知事が認めているということでございます。

## 委員

登録を要件に加えたことで、幅が狭まったのか、あるいはそうでないのかわかりづらいかと思います。毎回、地域要件とか資格要件とか入っていて、何者該当するのかお聞きしますが、把握されていないと、要件を掲げたときにかなり絞られてしまうのか、競争が働いているのかどうかということが気になりますので、今後そのあたりも調査いただけると良いかなと思います。

## 委員

先ほど少し話しましたが、今回、委託業者が前回から変わるということで、信頼関係というのはいかがでしょうか。他で今回の落札者に委託した経験とか、今後この業者であれば問題ないという信頼関係というのはどうでしょうか。

## 事業担当課

以前の委託業者と今回の委託業者については、特に事業内容の変化はなく、十分な清掃をしていただいております。委託内容が清掃業務一般になりますので、保健福祉館及び急病診療所で必要となる専門的な感染予防等に関する内容については専門職が当たっておりますので、その点についての支障は全くございません。

〔以上で事例5の審議を終了〕

## 事例6 キレート処理業務委託

〔随意契約（特命随契）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

## 委員

確認ですが、積算根拠としては、当初、清掃工場を20年間長期包括的契約した中では、前半10年はキレート処理を行う予定はなく、後半10年にキレート処理を行うというごみ処理単価を設定していたところ、実際は前半10年もキレート処理を実施することとなったことから、その差額に年間の処理見込量54,000tを乗じて予定価格を算出したということでしょうか。

## 事業担当課

予定価格については、処理見込量が54,000tで、プラス5%を見ております。例えば、ごみの量はかなり増減がございますので、本市の場合、当初計画よりも1割程ごみが多いという現状でございます。当初契約をする前、予算をとる際には次年度のごみ量を算出いたします。それで予算を組んでいるというかたちです。単価契約で行っておりますので、月ごとの処理量に処理単価を乗じて委託料を支払っているというところでございます。現状では、54,000tよりは多くなっております。

## 委員

毎年、この契約を交わしていくと思いますので、そうすると次年度は前年度の状況を受けて、ごみ処理量に何%か増減を見て、それに差額の処理単価を乗じて算出するということですか。

## 事業担当課

ごみ処理については、減量化ということで、30年度に新たに枝木等を堆肥化するなど取り組んでおります。そのあたりを含めて計画を出してもらいます。また、毎年のごみ量の状況や、統計などを考慮して、年間ごみ処理量を算出しております。

## 委員

ごみ処理量についてはわかりました。次に、差額の493円についてですが、これは当初の20年間の包括的契約で、エコ化することなども考慮して処理単価を定めたと思います。これはすでに契約済みなので、差額の部分については変えられないと思いますが、キレートの処理代金を決めるにあたって、毎年キレート処理をしているということになると、単価はいつも493円で良いのでしょうか。

## 事業担当課

キレート材の購入単価としては、現在のところ変わってはおりません。しかしながらご指摘のとおり20年間の契約であり、処理単価の内訳としては変動費プラス固定費で維持管理契約を結んでおりますので、変動費については物価の変動プラスマイナス3%となった場合は見直しも行うと委託契約の中にございます。

## 委員

今のお話は20年間の長期包括契約のお話だと思いますが、その中にキレートの契約は入っていないので、毎年契約していくと伺いましたが、キレート処理の単価を493円で考える必要はあるのでしょうか。維持管理をしている中でキレート処理をしたほうが良いという趣旨は分かるのですが、ただその単価契約自体のチェックが働くのかどうか、要するに言い値でやられては困りますし、それからキレート処理は別契約となると、キレート自体も価格の変動はあるのかなと思います。その時に、常に当初の包括契約との差額を単価として考えるのはどうなのかと思いますが、どうお考えでしょうか。

**事業担当課**

キレート材の購入単価については、入札時より変わっていないと考えております。

**委員**

それは、契約をする際に調査されるのですか。

**事業担当課**

はい。

**委員**

キレート購入について、3者が入札に参加されているということで、参考資料の中で商品はアッシュナイトを使用されているとわかりますが、3者から入札があった中で、これは一番良い選考であったのかどうか、単に価格で決めたのかどうかお伺いします。

**事業担当課**

キレート購入については、色々と細かい部分の仕様を限定した中で、最終的には価格の差ということになります。

**委員**

他の製品もいくつかあると思いますが、それと比較したデータ情報はお持ちですか。

**事業担当課**

先ほどお話したように、長期包括契約を締結しておりますので、それと足並みをそろえた製品となっております。

**委員**

基準値をクリアしているし問題ないと理解したいと思います。また、資料の中で、キレートは鉛などの重金属を捕捉し溶け出すことを防ぐとあり、鉛の測定はされているようですが、ヒ素や水銀など、他の重金属について環境汚染に対する確認をされているかお伺いします。

**事業担当課**

飛灰の検査については、産業廃棄物に含まれる金属の検査方法ということで、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、アルキル水銀、セレンなどの化合物を毎月調査しております。これは、無処理のものと処理したものという形で検査を行い、基準以下ということで、外部

搬出をしております。

#### 委員

そうすると、仕様書の中には鉛の他にも入っているのですね。

#### 事業担当課

入っております。

#### 委員

わかりました。鉛だけ試験をしているのではと思いましたので確認させていただきました。

#### 委員

質問というよりは意見として申し上げたいのですが、成田富里いずみ清掃工場については、当初の計画から実際はごみの量も多くなっているということで、市民からも注目をされていると思います。今後も、長期の継続契約なので、1者の専属となると思いますが、しっかりと根拠を出して相手の言いなりということがないように心掛けていただきたいと思います。

〔以上で事例6の審議を終了〕

### 事例7 旧中郷小学校校舎棟改修工事（電気設備工事）

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

#### 委員

これは予定価格が事前公表ということでよろしいですね。また、資格要件があって、市内業者ということですが、地域要件と、その他の資格要件を加えた場合の入札に参加できる業者数を把握されているかお伺いします。

#### 事務局

市内電気業者ということで、8者でございます。資格要件については、本案件は公共工事の元請実績でございますので、8者全てが満たしております。

#### 委員

私はこの委員会ですっと拝見していますが、他の工事に比べて、電気工事については落札率が予定価格に非常に近いという実態があるかと思えます。今回も、予定価格を公表しているということが関係あるかどうかわかりませんが、応札者各社の入札金額が10万円単位の違いということで、他の工種の場合も電気工事と同様に、材料費や人件費など積み上げをして積算していると思いますが、各社の営業努力によってかなり金額に差異が生じるのですが、このように10万円20万円しか差がないというのが不思議に思う部分があります。他課の電気工事についても落札率が90%を超えるものが結構あり、落札率が高止まりしている原因につ

いてどうお考えでしょうか。

### 事業担当課

積算については、千葉県公共工事積算基準に準じておりますが、見積を採用する際は適正価格となるように、施工者と取引先となるメーカー等から見積もりを聴取し、市場価格に近付くよう、実勢率を掛けたものを単価として採用しております。以上のことから、入札金額が設計額に近い金額になっているものと考えられます。

### 委員

今回は、市内業者のみで8者ということですが、他の電気工事についても同じような資格要件でしょうか。

### 事務局

資格要件については同様に入札を実施しております。今回の監視委員会の対象期間である平成30年4月から9月における工事全体の一般競争入札の落札率は89.53%で、電気工事は95.21%でございますので、確かに平均落札率に比べて高い傾向にはございます。ただ今、担当課より電気工事の工種の特殊性について説明がありましたが、もうひとつ、昨今の建設業界、設備や建築関係について、オリンピック関連や災害等で建設需要が高まっているということで、人手不足も報道されております。そうした中で、それぞれの業者が手持ちの件数や配置可能な技術者の状況などから判断された結果ではないかと推測しております。

### 委員

一般的には、確かに建設工事関係は人件費なども上がり不調となる状況もあると認識しております。ただ、電気工事については以前より気になっており、高止まりの傾向がありますので、工事担当課や事務局のほうでも今後ご検討いただければと思います。

### 委員

電気工事の落札率が高い傾向があるということで、何らかの事前打ち合わせなどが行われたか否かはわかりにくいことですが、十分ご検討していただきたいところです。それと、今回、設計事務所が監理に入っていると思いますが、設計料は安く監理は落札率がほぼ100%ということがよくありますが、工事監理について以前より何かご検討いただいたことがあるかどうかお伺いします。

### 事務局

設計については、現場をよく精査したうえで設計することが大前提でございまして、別業者に監理業務を委託する場合、設計意図の伝達に要する時間や費用を考えますと、現状においては、工事内容や現況を熟知している設計業者との随意契約を選択している状況です。なお、前回の本委員会において同様のご意見を頂戴しまして、再度、県内全市における工事監理の発注方法について1月に調査をいたしました。随意契約としている団体が約7割を占め

ている状況でございます。そうした中、前回の本委員会で申し上げたとおり、本市といたしましても工事担当課を交えて様々な観点から検討を行っているところでございまして、今年度においては2件、試行的な意味合いも含めて監理業務について一般競争入札を行いました。結果については、1件目は成田市立図書館便所洋式化改修工事監理業務委託で、入札参加者は2者、落札率は98.36%でございました。2件目は、(仮称)橋賀台第一児童ホーム建設工事監理業務委託で、入札参加者は3者、落札率99.18%でございました。どちらも入札参加者数は少なく、落札率が高いという結果であり、この2件については現在施工中ですので、この工事が完了した際に、工事監理についても報告を受けたうえで、改めてメリットやデメリットを検証し、どのような発注方法が最適か引き続き工事担当課を交え様々な観点から検討してまいります。

## 委員

ありがとうございます。もう一点、建築工事については総合評価を実施しており、4者が入札参加した結果、この落札業者に決定した理由をお聞かせください。

## 事務局

総合評価方式は、さらなる公共工事の品質確保を図る目的で導入しており、従来の価格のみの競争とは異なり、価格とそれ以外の要素を考慮して落札者を決定するものです。評価値については、技術評価点が20点、価格評価点が80点で、これの和で算出した評価値の最も高い者を落札者としています。本案件については、落札者の評価値が一番高い95.2点でした。差があった部分については、落札者は入札に参加した4者の中で、価格評価点が1位でしたので、強い受注意欲があり、それを踏まえた企業努力により低価格での入札が落札につながったものと考えております。

[以上で事例7の審議を終了]

## 事例8 成田市公設地方卸売市場再整備調整池築造工事

[制限付一般競争入札(総合評価)]

[事務局及び事業担当課説明]

## 委員

築造工事については、今までは調整池というのはあったのでしょうか。今までは、どうされていたのでしょうか。

## 事業担当課

この場所は、従前は千葉県が管理していました「花植木センター」というものがございました。調整池というか、ため池というものはありました。

## 委員



ため池であったわけですね。環境の問題がいろいろあるかと思いますが、卸売市場として、水質の問題であるとか、あるいは、漏洩だったり、臭気だったりとか、そういう問題は解決されているという意味でよろしいでしょうか。

#### 事業担当課

それは、浄化槽を設置しまして、下流の放流先である管理者と協議した上で、その基準値を満たすようなものは造る予定でございます。

#### 委員

周辺からはクレームはつかないということですね。池については分かりました。

この案件に関しては、調査基準価格ということで記載されていますが、その調査基準価格の算出と、その意味について簡単にご説明ください。

#### 事務局

調査基準価格につきましては、これを下回る価格での入札があった場合には、契約内容に適合した履行がされるか否かを判断する低入札価格調査が発生するか否かの基準としている価格でございます。

#### 委員

基準として変動はあり得るということですね。最低というのが一般的には多いのですが、そういう意味では、入札金額によっては、再度、検討した中で決めるというような考え方でよろしいですか。

#### 事務局

はい。設計価格から計算式を用いまして、その案件ごとに算出しますので、その額は変動します。

#### 委員

事例8は総合評価ですが、こちらの方は評価点の途中経過が分かればと思います。これは最低価格ではなくて、下から2番目、最終的には技術評価点が決め手になっているという事例だと思いますが、なぜ技術が優れているのかというのが数字だけでは分かりにくいものですから、今後、算出過程の資料を付けてください。

それから、先程排水量についてご説明いただいたのですが、どのような算出をされて、間違いはないという容量かどうか確認させてください。

#### 事業担当課

調整容量は先ほど申したとおり、 $20,526\text{m}^3$ という設定なのですが、この設定方法ですが、調整池に流入する排水区域に50年確率の雨を降らせます。その時に水が集まる量が最大で毎秒 $3.501\text{m}^3$ となります。それに対しまして、排出先となります水路管理者の許容水量があり、それが毎秒 $0.056\text{m}^3$ となりますので、調整池へ流れてくる水の方が多いため、その溜まる量

が最大でこの調整容量になっています。

〔以上で事例8の審議を終了〕

### 事例9 斎場システムリース

〔随意契約（特命随契）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

#### 委員

継続的なリースで平成5年から契約をされているということですが、最初に決めたときは、入札で決めましたか。平成6年からずっと随意契約でやっているということですか。

#### 事務局

平成5年のデータは手持ちにございませんが、平成11年から随意契約で行ってきている状況です。

#### 委員

この斎場システムは、いわゆる市の行政のシステムとは別ですよ。

#### 事業担当課

行政の役所全体のシステムとは別です。斎場だけのシステムになります。

#### 委員

このシステムは、予約管理のシステムでよろしいですか。

#### 事業担当課

そのとおりです。

#### 委員

一番最初が何で始まったかわかりませんが、仮に入札で始まったとしても、次からずっと随意契約でやっているわけですよ。市のシステムとして全部それで動いていて、この会社でお願いしなければならないのであれば分かります。ただ、これは予約管理なので、複雑ではないし他社でも十分対応できると思います。これを二十何年随意契約でやってくる理由、必要があるのかをお伺いします。

#### 事業担当課

仰るとおりだと思います。時代背景ということで、平成5年は今のように一般の会社がソフト等を開発するような時代ではなくて、自治体が出資している電算会社がシステムを作って関連する自治体に供給しながら、費用を抑えながら導入していたものと思います。実は、システム自体古いシステムでございまして、設計した電算会社からも、今は民間でもできるシステムがある話を受けておりまして、当課としてもシステムを切り替えなければならないということで、来年あたりからプロポーザル方式という形で準備を進めているところでござ

います。

## 委員

価格が適正なのかどうか、どうしても随意契約は不透明となってしまいます。そういったものを含めて、現在検討いただいているということで、それによろしく願いいたします。

〔以上で事例9の審議を終了〕

## 事例10 消防吏員被服（活動服他）購入

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

## 委員

これは主に活動被服や救急服であるということで、例えば、一つの業者が全部取り扱っていることはないのでしょうか。

## 事業担当課

一つの業者で揃えることは可能ではありますが、一つにまとめてしまいますと、納期の関係等がございます。活動実態に応じたものを貸与している関係で、4月1日付けの人事異動で、それまで救急隊であった職員が次に救助隊になるとか、活動実態が変わってきますので、なるべく早い時期に貸与を行うために分けて実施しているという側面もございます。

## 委員

予算執行の観点からすると、まとめるともう少し金額を下げられるのではないかと思いますので質問させていただきました。

〔以上で事例10の審議を終了〕

事例10までの審議を終え、全体を通じて何か意見・質問はありますか。

## 委員

まず、業者の能力が適正に備わっているかという点です。検査をする委託業務は、なかなか形に見えないので、適正に履行されているかをチェックするところをご検討いただけないかと思います。

それから、審議の際に、資格要件の点で地域要件の数を調べていただいているようですが、それ以外に、実際に要件を満たしている業者がどの位いるのか。これは競争が働いているかどうか、そういう意味で重要かと思しますので、次回以降お調べいただければと思います。

それから、電気工事の入札について適切に競争が働いているのかどうかを含めて十分ご検討いただければと思います。

それから、審査にあたって総合評価のケースがありますが、総合評価の結果についてより

詳細な資料をお示しいただければと思います。

それから、一覧表に入札者の数を記載していただけると、非常に選定にあたって参考になりますので、ご検討いただければと思います。

[以上で議題2の審議を終了]

(3) その他
---------

傍聴者

0名

次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次のとおり確認し決定した。

開催日 平成31年7月5日(金)

開催場所 成田市役所6階 中会議室

以上